



町の明るい未来を一緒に創造していこう！

# 平成29年度平泉町職員採用試験

平成30年4月1日以降の採用候補者を決定する平成29年度平泉町職員採用試験を次の通り行います。

## ■ 募集職種と採用予定人員

- ①一般事務職(初級) 若干名
- ②保育士・幼稚園教諭(初級) 若干名

## ■ 受験資格

- ①高等学校以上を卒業または平成30年3月31日までに卒業見込みで、平成4年4月2日以降に生まれた人(平成29年4月1日現在の年齢が17歳以上25歳未満の人)
- ②保育士および幼稚園教諭の資格を有している人または平成30年3月31日までに取得見込みの人で、昭和62年4月2日以降に生まれた人(平成29年4月1日現在の年齢が19歳以上31歳未満の人)

## ■ 受験申込書の交付

申込用紙は役場2階総務課で交付します。また採用試験実施要領や受験申込書は、町ホームページからもダウンロードできます。

## ■ 受験手続き

受験申込書に必要な事項を自書し、所定の箇所に写真を貼って総務課に提出してください。

## ■ 受付期間

**7月20日(木)～8月18日(金)**

受付時間 8:30～17:15

※土曜日と日曜日、祝日は受け付けできません。  
※郵送の場合、8月18日(金)17:15必着です。

## ■ 採用試験日

**9月17日(日)**

▷受付時間…9:00～9:30

▷試験開始時間…10:00～

▷試験会場…一関学院高等学校(一関市八幡町)

## ■ 問い合わせ先

総務課 ☎46-5540

## 平泉町職員 勤務条件・待遇

### ■ 給料

区分	初任給
一般行政職(大学卒)	167,600円
一般行政職(高校卒)	144,600円

※上記金額は平成29年4月1日現在における新規卒業者のものです。

※学校卒業後、職業経験など一定の経歴がある場合は、所定の金額が加算されます。

### ■ 賞与

期末手当および勤勉手当として年2回支給されます。

区分	6月期	12月期	計
期末手当	1.225月分	1.375月分	2.60月分
勤勉手当	0.85月分	0.85月分	1.7月分

### ■ 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当や職務の特殊勤務手当などがそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

### ■ 昇給

1年に1回、勤務実績に応じて行います。

### ■ 勤務時間

8:30～17:15(7時間45分)

※勤務場所によっては変則的な勤務時間となる場合があります。

### ■ 休日・休暇など

休日は土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)です。休暇は年次有給休暇が1年につき20日付与されるほか、病気休暇、特別休暇(結婚休暇、産前・産後休暇、子育て支援休暇など)、介護休暇があります。

chapter

## 04 よくある質問

町に多く寄せられる質問にお答えします。



役場の窓口利用時間は何時から何時までですか？

窓口利用時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。なお町民福祉課と税務課の各種証明書発行や公金の収納などの一部の業務については、毎週月曜日に限り、午後7時まで窓口利用時間を延長しています。

道路などに動物の死骸があった場合、どこに相談すればいいですか？

道路の場合は建設水道課、それ以外の場所の場合は町民福祉課へご相談ください。

農作物をクマやイノシシなどの野生鳥獣に食べられた場合、どこに相談すればいいですか？

農林振興課へご相談ください。農作物被害があり防除対策を講じても被害が出る場合は、許可を得て捕獲を行うことができます。

ごみの分別方法や収集日がわかりません。

まずは町民福祉課へご相談ください。ごみの収集日については「平泉町家庭ごみ収集カレンダー」をお渡しします。

町内で新築や増改築、工作物などの設置をする際に町へ届け出が必要ですか？

景観を変更する場合、町に認定申請または届け出が必要となります。時間を要する場合がありますため、早めに建設水道課へご相談ください。

広報誌が毎月自宅に届かないんですが、どうすればいいですか？

広報誌は、毎月行政区長を通じて各世帯に配布しています。届かない場合は総務課へご連絡ください。

chapter

## 05 町への意見・要望

皆さんの声を行政に届ける方法をご紹介します。

町では、町民総参加のまちづくり体制の確立を目指していることから、多くの町民が主体的に参加し、意見などがまじりくりに反映されるよう、町民と行政の意思疎通に努めています。

より良いまちづくりを行うためには、町民と行政が双方で情報や課題を共有することが大切です。町民の声を町政に反映させるため、より多くの皆さんの「意見をお待ちしています。」



### 1 提言箱 広報誌お便り

役場1階正面玄関、町立図書館、町公民館に提言箱を設置しています。用紙に意見や要望などを記入し投函してください。また広報クイズ応募時に意見などをぜひご記入ください。



### 2 ホームページ お問い合わせ

町ホームページの「お問い合わせ」からも意見や要望を伝えることができます。パソコンやスマホを利用して、いつでもどこからでもご意見をお寄せください。



### 3 行政区単位での地域懇談会

町長や副町長、教育長、関係課長などが各行政区に出向き、重点事業などを説明した後、参加者と懇談します。地域の課題や町政について、直接意見交換することができます。